

## 鳥取県立高等学校 I C T 支援員派遣業務仕様書

### 1 目的

本業務は、受注者が鳥取県立高等学校に I C T 機器及び学習用ソフトウェアの活用等に精通した技術者（以下「I C T 支援員」という。）を派遣し、生徒の所有する I C T 機器の活用支援を行うほか、教員の授業内外における I C T 機器を活用した教育活動を支援することで、教育における I C T 機器の効果的な活用を促すとともに、現状分析や課題の抽出を行い、発注者に報告することを目的とする。

### 2 発注者

この仕様書の発注者は、鳥取県教育委員会事務局高等学校課をいう。

### 3 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月24日まで

### 4 業務内容等

県内東部・中部・西部の各地区に1名以上の I C T 支援員を配置し、学校を訪問して（1）の表の業務を行う。

#### （1）I C T 支援員の業務内容

業務場所は、5に記載の学校所在地を基本とするが、学校の求めに応じて、近隣の施設等の場合もある。業務は1回の訪問につき4.5時間程度とし、移動時間、業務に必要な資料作成の時間等はこれに含まない。なお、I C T 支援員の学校への年間訪問総時間は5,184時間とし、各学校への訪問回数については、発注者と協議を行うこと。

項番	内容	支援対象
1	新規 I C T 機器の導入における作業等の支援	教員/生徒
2	授業等の学校教育活動における I C T 機器の操作支援、ソフトウェアの操作支援及び W i - F i 等ハードウェア機器の接続支援	教員/生徒
3	教材作成支援、授業計画支援	教員
4	授業等開始前の I C T 環境及びソフトウェアの準備支援	教員/生徒
5	授業改善や自宅学習に役立つ情報及び教材をとったり教育ポータルサイト等へ掲載するための支援	教員
6	授業等以外の公務で教員が使用する I C T 機器の操作支援、ソフトウェアの操作支援及び W i - F i 等ハードウェア機器の接続支援	教員
7	学校の求めに応じ、学習活動または公務等における効果的な I C T 活用を目的とした校内研修	教員
8	学校管理者による各種管理作業の操作支援（管理コンソール等によるユーザー I D / パスワードの登録・変更・削除等のユーザー管理、アプリケーションの追加・変更・削除等）	教員
9	W e b フィルタリングのカテゴリ追加・変更・削除支援	教員
10	ソフトウェアの運用及び年次更新作業、学習用端末のエンロール作業等の支援	教員
11	学校のホームページ等の更新、改善にかかる多角的、俯瞰的視点での支援	教員
12	発注者への業務実績報告書の作成・提出と当該報告書に関する質疑等（質疑等は、テレビ会議システムによる方法も可能とする。）	発注者

#### （2）業務対象日

業務に従事する日は原則として日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日のうち、あらかじめ学校と打ち合わせた日時とする。

### (3) 業務時間

業務時間は、原則として午前9時から午後5時までの時間帯において、あらかじめ各学校又は発注者と打ち合わせた時間とする。

なお、当該業務時間内において各学校から電話等による問い合わせがあった場合は、随時、対応すること。

また、ICT支援員は、1日の業務時間が6時間を超えて8時間以下となる場合は45分以上、8時間超となる場合は60分以上の休憩時間をとること。この場合において、休憩時間は本業務の実績時間に含まないものとする。

## 5 地区別学校一覧

地区		学校名	業務場所(学校所在地)
東部	1	鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210
	2	鳥取西高等学校	鳥取市東町二丁目112
	3	鳥取商業高等学校	鳥取市湖山町北二丁目401
	4	鳥取工業高等学校	鳥取市生山111
	5	鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北三丁目250
	6	鳥取緑風高等学校	鳥取市湖山町南三丁目848
	7	青谷高等学校	鳥取市青谷町青谷2912
	8	岩美高等学校	岩美郡岩美町浦富708-2
	9	八頭高等学校	八頭郡八頭町久能寺725
	10	智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1
中部	11	倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801
	12	倉吉西高等学校	倉吉市秋喜20
	13	倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166
	14	倉吉総合産業高等学校	倉吉市小田204-5
	15	鳥取中央育英高等学校	東伯郡北栄町由良宿291-1
西部	16	米子東高等学校	米子市勝田町1
	17	米子西高等学校	米子市大谷町200
	18	米子高等学校	米子市橋本30-1
	19	米子南高等学校	米子市長砂町216
	20	米子工業高等学校	米子市博労町四丁目220
	21	米子白鳳高等学校	米子市淀江町福岡24
	22	境高等学校	境港市上道町3030
	23	境港総合技術高等学校	境港市竹内町925
	24	日野高等学校	日野郡日野町根雨310

## 6 業務従事者

### (1) 技術責任者

受注者は、本業務の実施に当たって、(2)のICT支援員の監督及び本業務の技術的指導を行うことができる者を本業務の技術責任者として1名以上配置し、必要に応じてICT支援員の業務支援を行うとともに、各ICT支援員からの報告を受けて、各学校に参考となるような事項(トラブル対応、活用事例等)を取りまとめ、報告書やデータベース等を作成するなどして各学校への参考に共有できるようにすること。

なお、技術責任者はICT支援員を兼務することは差支えないものとする。

また、技術責任者は以下の条件の全てを満たす者であること。

- ア 過去にIT技術者として通算3年以上勤務（受注者以外の企業等での勤務年数を含む。）の経験がある者であること。
- イ 「ICT支援員能力認定試験」又は「教育情報化コーディネータ3級以上」の認定を有する者であること。

## (2) ICT支援員

受注者は、(1)の技術責任者の指示に従って本業務が遂行でき、以下の条件を全て満たす者を配置すること。

なお、技術責任者がICT支援員を兼ねる場合にあっても、以下の全ての条件を満たすものであること。

- ア 学校での授業におけるICT活用方法等について、教員に対し具体的に提案及び支援ができる者であること。
- イ 教員及び生徒とのコミュニケーションが円滑に図ることができる者であること。
- ウ 「ICT支援員能力認定試験」、「教育情報化コーディネータ3級以上」又は「Google for Education 認定教育者レベル1以上」のいずれか1つ以上の認定を有する者であること。

## 7 業務の引継ぎ

受注者は、3の業務期間終了後、次年度も発注者が本業務を実施することとなった場合であって、別の者が受注することとなった場合は、最低限、必要な事項において後任の受注者に引継ぎを行うこととし、引継ぎに要する経費は、受注者の負担とする。

## 8 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

## 9 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 発注者は、受注者が(1)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 10 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

## 11 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 12 業務実績報告

受注者は、訪問先の学校ごとに作成した別紙「業務実績報告書」及び必要に応じて作成した「業務内容報告書（様式は任意）」により、毎月の業務実績を発注者に報告するものとする。

## 13 その他

業務に当たっては、鳥取県教育委員会GIGAスクール運営支援センター及び学校対応システムエンジニア等と連携を取りながら進めること。

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

### (個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。  
(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。